

多文化共生社会における外国人の日本語教育を受ける権利の公的保障

佐藤 潤 一

The right to receive an education of Japanese as a second language
in a multicultural symbiosis society.

SATOH Jun'ichi

Abstract

We have not yet analyzed the right to receive an education of Japanese as a second language (JSL) from the perspectives of constitutional law and the International Human Rights Law. In this article, I will analyze the right to receive an education of JSL. In this article, I will discuss the following :

1. Do the Constitution of Japan and the International Covenant guarantee the right to receive an education of JSL?
2. What does "multicultural symbiosis" mean in the right to receive an education of JSL?
3. What is the mutual relationship between the "multicultural symbiosis" and "Constitutionalism"?

問題の所在

言語権は「自己もしくは自己の属する言語集団が、使用したいと望む言語を使用して、社会生活を営むことを、誰からも妨げられない権利である」と定義されている¹⁾。在日の朝鮮人や韓国人が朝鮮語／韓国語で教育を受ける権利や、アイヌの人々の言語保障などについては議論が盛んである。しかし、日本語を母語としない者に対する「日本語教育を受ける権利」の保障については、管見の限り、憲法学者による論文がほとんど見当たらない。日本語教育学会に所属する学者の論文や、実務家（弁護士）による論文が若干存在するものの、法的な問題は、立ち入って触れられているとは言いがたい。

平成19年9月10日 原稿受理

大阪産業大学 教養部

1) 鈴木敏和『言語権の構造』（成文堂、2000年）8頁。

「言語権」の代表的研究者は次のように述べる。すなわち、「公立学校における教育用語の統一は、ある国家にとって、国語政策を貫徹させ、教育水準を高めるためにきわめて重要である。しかしながら少数語使用者にとっては、統一語による公教育を受けることは、自分たちの言語や文化の衰退を意味する。〔中略〕さらに少数語集団が自らの少数語に権利性を主張するか、あるいは生活の便宜のために同化の選択をした場合、問題はかなり複雑である。ここでは言語権が確立するための重要な法的保障の一つが教育用語の選択にある〔後略〕²⁾と。

言語権に関する考え方、マイノリティーの言語保障に関する議論は、憲法学においても、それなりに蓄積があるが、教育用語の選択の問題として、当該国家の公用語を学ぶ権利を体系的に主張するものでは必ずしもない。国民への統合という視点からむしろ否定的に理解されることすらある。

自己の文化を維持すること、そのために「自己の言語」を用いること(また学ぶこと)と、生活の便宜のためにその国の公用語³⁾を学ぶこととは、二者択一の問題なのであろうか。筆者は、そうではないと考える。多文化主義、多文化共生といった、社会学や日本語教育学でしばしば用いられる概念と、憲法学で近年捉えなおしが進んでいる立憲主義との親近性をとを考慮すると、第三の道がありうるのではないか。

以下では、第一に、キムリッカの議論を端緒に、日本語教育でしばしば唱えられる「多文化共生社会」について検討する。第二に、日本語教育の「公的保障」を、基本的人権の保障の観点から論ずる。第三に、法的な問題点を検討する際に、「外国人」の多様性と、「日本語教育」の多様性の二つの観点から解決の困難な問題が提起されることを意識しつつ、問題提起を行い、今後の検討課題を整理する。したがって、本稿は、憲法学及び国際人権法の視点から、日本語教育問題に関して、どこまで問題提起ができるのか、むしろ法的アプローチの限界と留意点に重点を置いて論ずるものである⁴⁾。

1. 多文化主義と多文化共生社会

(1) 「国民統合」の重要性と「共生」の困難

近現代の国家は、国民国家という形で一つのまとまりを造ろうとする。このような国民

2) 鈴木註1 前掲書11～12頁。

3) この点については本論で検討する。

4) またこのような視点からして、本稿の表題である「多文化共生社会」「外国人」「日本語教育」はすべて論争ある概念であって、いずれも括弧つきで表記すべき概念であると解されるが、あまりに煩瑣であると考え、表題においてはかぎ括弧をつけずに表記したことを注記して

統合を図ろうとするときに一番重要な手がかりになってきたのは、言葉である。フランスのように、フランス語以外の言葉を使わせることになり弾圧的な態度をとる国もある。日本は現在、直接的に弾圧的ではないとしても、積極的に日本語以外の言葉を使わせるか、という疑問である。同時に国民統合の重要性を疑いもなく前提とした教育の制度がある。そのような制度を前提として大学等で教員になるための教育を受け、いざ現場に行ったら日本語を話せない人がいる。このような現場にぶつかって、現実的に教育に携わる人々に過大な負担がかかっている。法制度的な担保がどこまであるのか、というところかなり心もとない。

戦前、日本は、植民地の言語を、日本語で統一しようとした。言葉の統一について「国語教育」の観点から取り組まれており、その「国語」という言い方自体に、一定のものにイデオロギー的な問題があるわけであるが、「国語」統一を推進していた論者らは、その理屈付けを論文で書いたり講演で述べたりしている。けれども、用語の使い方はかなりばらばらで、植民地の言葉を地方語と言ってみたり、地域語と言ってみたり、方言と言ってみたり、言葉の使い方が全く統一されていない。日本語とか、国語といった言葉の使い方の意識というのが、実は日本の法律の条文に表面上残っている。

現行の日本法を文言だけに着目して調査してみると、「日本国民」あるいは「国民」と規定されているのが当然であると考えられる条文において、「日本人」という言葉が使われているという事実がある。はなはだしくは、外国人土地法のように、戦前から残っている法律で、帝国臣民という言葉が入っているような法律さえ存在する。それはただの言葉だともいえるが、元号で言う平成12年頃に改正された民事訴訟法にも、やはり日本人という言葉がある。なぜ日本国民という言葉を使わないのか。そのような法制度は、造る人が意識している否かは別として、実は戦前を引きずっている部分はかなりある⁵⁾。戦前を引

ゝおく。とくに「外国人」は、本稿においては「日本語を母語としない者」を広く含むこともありうる概念として用いることとする。

- 5) この問題については、本稿では立ち入って検討することができないが、次の文献を参照。小熊英二『単一民族神話の起源 〈日本人〉の自画像の系譜』（新曜社、1995年）、イ・ヨンスク『「国語」という思想 近代日本の言語思想』（岩波書店、1996年）、安田敏朗『帝国日本の言語編制』（世織書房、1997年）、同『〈国語〉と〈方言〉のあいだ 言語構築の政治学』（人文書院、1999年）、長志珠絵『近代日本と国語ナショナリズム』（吉川弘文館、1998年）。具体的な事例を取り上げた著作を含めると多数の文献があるが、主要な理論的側面は、これらの著作で取りあげられているものと解される。なお、日本における「臣民」「国民」「日本人」概念の形成過程と憲法との関係については、さしあたり、佐藤潤一『日本国憲法における「国民」概念の限界と「市民」概念の可能性—「外国人法制」の憲法的統制に向けて』（専修大学出版局、2004年）第1部を参照。

きずっている部分を意識しないまま全体的な制度枠組みを造ろうとしていることが、日本語を母語としない者に対する日本語教育や公用語の教育制度の整備があまり進まない、少なくとも遠因にはなっているのではないかと解される。

(2) 多文化主義

①「多文化主義」の定義

まず、キムリッカ⁶⁾を参考に、「多文化主義」の定義につき整理してみよう。このことは、文部科学省や地方自治体の用いている「多文化共生」がいかなる含意を持つものかを検討する一つの基軸となると解される。

キムリッカは、大きく三つの段階に分けられる「多文化主義」についての思考を整理したうえで多文化主義に関するモデルを提示している。第1段階は1989年以前の論争に見られた「コミュニタリアニズムとしての多文化主義」⁷⁾である。第2段階は「リベラルな枠組み内の多文化主義」⁸⁾である。第3段階は「国民建設への応答としての多文化主義」⁹⁾である。

多文化主義の主張は、当初は「文化的共同体の構成員として人々を動因することに、また共同体を承認し保護する『集団の権利』を要求することに関係しているように見え」¹⁰⁾たために、コミュニタリアンの主張に親和的であると考えられたという。すなわち、「多文化主義は個人の自立性をもたらす侵食作用から共同体を保護し、その価値を肯定する適切な方法だと考える。とりわけ民族文化的少数派はそのような保護に値する」¹¹⁾。「その理由の一つは彼らが最も危険にさらされているということであるが、もう一つの理由は、依然として保護されるべき共同の生活様式を有していることである。民族文化的少数派は多数派と異なり、リベラルな個人主義にまだ屈しておらず、凝集的な集団生活様式を維持してきた」¹²⁾。このような思考からして、「第1段階では、多文化主義を擁護することはコミ

6) 以下、W.キムリッカ、千葉眞・岡崎晴樹訳者代表『新版 現代政治理論』(日本経済評論社、2005年)に基づいて概観する。なお、多文化主義については、以下の論考も参照した。関根政美「国民国家と多文化主義」初瀬龍平編著『エスニシティと多文化主義』(同文館出版株式会社、1996年)所収；梶田孝道『『多文化主義』をめぐる論争点—概念の明確化のために』初瀬前掲編著所収；初瀬龍平「日本の国際化と多文化主義」初瀬前掲編著所収。

7) キムリッカ註6前掲書第8章第1節。

8) キムリッカ註6前掲書第8章第2節。

9) キムリッカ註6前掲書第8章第3節。

10) キムリッカ註6前掲書487頁。

11) キムリッカ註6前掲書488頁。

12) 同前。

ユニタリアンによるリベラリズム批判を是認することを含意した」のであって、「リベラルな個人主義の侵食から、結合力と共同性を備えた少数派集団を擁護するものとして、少数派の権利を捉えることを意味したのである」¹³⁾。

しかし、「リベラルの原理に反するどころか、多くの場合、世論調査からナショナルな少数派と多数派のあいだにリベラルな原理への執着について統計的違いがな」く、「さらに移民も、自由民主主義の経験がほとんどないか、まったくない国から来た場合でさえも、基本的な自由民主主義的コンセンサスを直ちに受け入れている」¹⁴⁾。このような統計学的事実も前提にしつつ、「多文化主義についての論争の圧倒的多数は、リベラルな多数派とコミュニタリアンの少数派との論争ではなく、リベラリズムの意味についての、リベラル内部での論争」であるという¹⁵⁾。論争は第2段階に入って「自由と平等というリベラルの原則とまったく矛盾せず、少数派への権利の付与を正当化する文化やアイデンティティに関する切実な利益が存在する」との主張が有力になる。キムリッカはこれを「『リベラルな文化主義』の立場と呼ぶ」¹⁶⁾。キムリッカ自身が指摘するこの立場の抱える問題点は以下の通りである。すなわち、「多文化主義のリベラルな擁護者が直面する決定的な問題は、個人の権利の制約を意味する『悪い』少数派の権利と、個人の権利を補完すると見なされる『良い』少数派の権利とを区別することである」¹⁷⁾。そのうえで、キムリッカは少数派集団の要求する二種類の権利の区別を提案する。「第1は、内的な異議申し立て（たとえば構成員の個人的決定が伝統的慣習やしきたりに従わないなど）による不安定な影響から集団を保護することを狙った、集団自身の構成員に対する権利を意味する。第2は、外的な圧力の影響（たとえば、全体社会の経済的・政治的決定など）から集団を保護することを狙った、全体社会に対する集団の権利を意味する」という。キムリッカは「前者を『内的制約』（internal restrictions）、後者を『外的保護』（external protections）と呼ぶ」¹⁸⁾。キムリッカは、例示を挙げつつ、このような第2段階においては「多文化主義の問題はリベラリズム理論内の問題として再定式化される」が、「ほとんどの民族文化的集団の性質、およびリベラルな国家にたいするそうした集団の要求とをよりよく理解する一方で、リベラルな国家の性質と少数派にたいするリベラルな国家の要求を誤って解釈している」ことから、「挑戦される必要がある」という¹⁹⁾。

13) キムリッカ註6 前掲書489頁。

14) キムリッカ註6 前掲書490頁。

15) 同前。

16) キムリッカ註6 前掲書491頁。

17) キムリッカ註6 前掲書493頁。

18) 同前。

19) キムリッカ註6 前掲書496頁。

それはなぜか。「一般に多文化主義の擁護者も批判者も、リベラルな国家は通常、民族文化的多様性にたいして『善意の無視』(benign neglect)という原則を固守すると想定している」²⁰⁾。「善意の無視という観念は、…リベラルな中立性の理念とは異なったものであり、より強いものである。リベラルな中立性の理念によれば、国家は善き生のさまざまな構想の真価を序列化すべきではない。〔中略〕しかしリベラルな中立性は、本質的な価値に基づいて正当化しなければ、国家がそれでもなお特定の言語や宗教を促進することと矛盾しない。たとえば、誰もが英語を話すべきだと言うのは、英語がよい言語だからという理由ではなく、単に最も一般的な言語であり、それゆえ最も効果的なコミュニケーション手段だからだという理由ならば、可能であろう」²¹⁾。しかし「リベラルにとって国家の中立性は正義の必要条件ではあるが、十分条件ではない」²²⁾。それゆえに、「『善意の無視』という理念を、自由民主主義諸国における国民建設の中心的役割を承認するもっと正確なモデルに置き換える必要がある。国家が国民建設をおこなっていることは、政府が一つの社会構成文化しか奨励しえないことを意味しない」²³⁾。このことはカナダ、スイス、ベルギー、スペインのような国家(多民族国家multination)の特徴となっている政策に照らしてあきらかである²⁴⁾。けれども、「歴史を振り返ると、事実上すべての自由民主主義諸国が、いずれかの時期において領域全土で単一の社会構成文化の普及を試みてきた。これは純粋に文化的帝国主義ないし自民族中心的偏見の問題と見なされるべきではなく、「こうした類の国民建設は、機会均等、連帯、信頼、討議的民主主義といった数多くの重要な目的に役立つ」²⁵⁾。ここでいう国民建設とは、「共通言語と、その言語で運営される社会制度にたいする共通の構成員意識の育成、およびそうした制度への平等なアクセスの促進」を意味する²⁶⁾。「公用語、教育の場での必修科目、市民権取得の要件に関する決定はことごとく、社会全体に特定の文化を普及させること、社会構成文化への参加に基づく特定の国民的なアイデンティティを促進することを意味していた」²⁷⁾。このような視点からすれば、多文化主義の問題は、「善意の無視という規範からの逸脱をどうやって正当化するかではなく、多数派による国民建設が少数派に不正をもたらすかどうかということである」²⁸⁾。

20) 同前。

21) 同前。

22) 同前。

23) キムリッカ註6前掲書500～501頁。

24) キムリッカ註6前掲書501頁。

25) 同前。原文の註は省略した。

26) 同前。

27) 同前。

28) 同前。

以上の議論を踏まえて、キムリッカは多文化主義をモデル化して整理しようとするのである。以下、若干の整理を試みよう。

キムリッカが持ち出す「多文化」というのは、以上の簡単な概観からも看取されるように、かなり広い意味あいを持っており、「一定のまとまりを持った少数者集団の文化の是認」というのが端緒である。それがコミュニタリアニズムとしての多文化主義ということであるが、しかし、この流れは、文化というのはどんどん広がっていった、たとえば、同性愛者であることまで全部文化の問題になってしまう。日本語教育と文化との関係を考えるには若干広義に過ぎる²⁹⁾。

したがって、「多文化共生」概念の前提としての「多文化主義」を使うときは、もっと狭い意味での文化という言葉を使ったほうが良い。狭い意味での、というのは、リベラな枠組の中での多文化主義という考え方を想定している。つまり国民統合という、一つの国家を作っていく以上は避けて通ることができない立場、それを前提にしつつ、しかし多様な文化的背景を持った人がいるのだから、それらの個性をまったく無視してしまうのは問題があるというような、緩やかな意味で捉えるべきであろう。そのような緩やかな枠組みであるからこそ、多様な背景を受け入れるという基盤を作ることができるのではなかろうか。このような考え方は、近年の憲法学で問題となっている「公私二分論」、 「立憲主義」の再構成とも深くかかわるものと解される。

②多文化主義の五つのモデル

キムリッカは、アメリカやカナダを想定して「多文化主義」が強調される場合に強調される典型例として、5つのモデルを挙げている³⁰⁾。A ナショナルな少数派、B 移民集団、C 孤立主義的な民族宗教的団体、D 外国人居住者、E アフリカ系アメリカ人、の五つである。

ナショナルな少数派、たとえば一定の国の出身者の集まりを「少数派」と呼ぶが、場合によっては自治を求めることもある。移民集団、国籍は取得しても移民であるという特徴がなくなるまで集団としてまとまりを持っている場合や、孤立主義的な、民族主義的団体あるいは宗教的団体などが想定される。

特殊な例であるが、宗教団体に属していることをもって公的な教育を受けられない、あ

29) 同性愛者が、偽装で結婚して、あるいは同性愛者同士が養子などの形で子どもを持っている場合の、その子どもに対する差別も多文化主義での考察対象ではあるが、本稿ではさしあたって考慮の外に置くことにする。

30) キムリッカ註6 前掲書第8章第4節（502頁以下）。

るいはあえて拒否するという問題がある。日本の場合はあまり問題にされてこなかった。もちろん、元オウム真理教の信者の子どもを、小中学校や、高校・大学において受け入れを拒否した問題などはこれと関わる問題であるが、制度として担保されているかどうか、という問題ではなく、運用の問題であると解される。

むしろ日本に直接関係してくるのは外国人居住者の問題である。これがまさに直截に関係する。そして、Eのアフリカ系アメリカ人、これは、アメリカ特有の問題で、日本の場合は外国人居住者の問題に吸収されてしまうと解される。

(3) 「多文化共生社会」と「日本語教育」

以上見てきた「多文化主義」についての整理を踏まえると、日本語教育の研究者による「多文化共生社会」と「日本語教育」についての次の整理は示唆するところが大きい。すなわち、「ある社会に新たな参入者が入ってくる場合、参入側、受け入れ側のそれぞれがとる戦略には類型があり、その組み合わせによって両者が作る移民受け入れ以降の社会のありようが大きく規定される³¹⁾」とのJ. W. Berryの論考³²⁾を参照しつつ、「入ってくる側を『参入側』とし、受け入れる側を『受け入れ側』と呼³³⁾んで「参入側」と「受け入れ側」の関係性を整理している。

まず参入側について、図1が示された上で議論が進められる。

受け入れ社会 との接触	大 ↑	A 統合 integration	B 同化 assimilation
	↓ 小	C 分離独立 separation	D 周辺化 marginalization
		大 ← 参入側文化の保持 → 小	
		参入戦略	

図1：岡崎 眸「多言語・多文化社会を切り開く日本語教育」168頁より引用

31) 岡崎眸「多言語・多文化社会を切り開く日本語教育」日本語教員養成課程調査委員会『大学日本語教員養成課程において必要とされる新たな教育内容と方法に関する調査研究報告書』（2001年）167頁。

32) J. W. Berry, “Acculturation and Adaptation in a New society” *International Migration* vol.40 (1992) 69-84.

33) 岡崎註31前掲論文167頁。

ここでそれぞれの戦略は次のように定義される。

- A（統合戦略）：「受け入れ社会との接触や交流を積極的に追求すると同時に自文化の保持も積極的に行おうとするもの」³⁴⁾。
- B（同化戦略）：「受け入れ社会との接触や交流は最大限追求するが、自文化の保持については消極的な戦略」³⁵⁾。
- C（分離独立戦略）：「自文化の保持を重視し、受け入れ社会との接触には消極的で、受け入れ社会との交流をできるだけ避けようとする戦略」³⁶⁾。
- D（周辺化戦略）：「参入側が積極的あるいは好んでとる戦略ではなく、「受け入れ側の同化要求の中で同化に努めたにも拘わらず受け入れ側社会に民族差別や人種差別があって同化ができず、その過程で自文化をも喪失していくことによって結果的に生じてくるもの」で、「受け入れ社会との接触もなく、また元々の自文化も喪失していることから、参入側の人権や生活権は徹底して侵される」³⁷⁾。

このような各々の参入戦略は、参入側が自由意志で選択するものではなく、「受け入れ側が参入側を受け入れる際の受け入れ戦略が何であるかによって大きく規定されている」³⁸⁾。そこで受け入れ側の戦略はいかなるものであるかを見よう。岡崎論文は図2を示しつつ、受け入れ側の戦略について整理する。

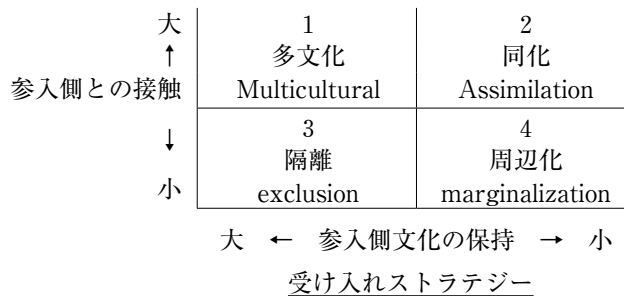


図2：岡崎前掲論文169頁より引用

- 1（多文化戦略）：「参入側を受け入れ社会の一員として積極的に受け入れ、同時に参入側文化も積極的に尊重しようとする」もので「一つの社会に複数の言語や文化の

34) 岡崎註31前掲論文168頁。

35) 同前。

36) 同前。

37) 岡崎註31前掲論文168～169頁。

38) 岡崎註31前掲論文169頁。

存在を認める立場に立ってとられるもの」³⁹⁾。

- 2 (同化ストラテジー): 「一つの社会に一つの言語や文化しか認めないと言う立場に立ってとられる」もので、「参入側に対しては積極的に接触し、受け入れ社会の一員 としてを求めるが、参入側文化の保持については消極的であり、受け入れ文化への同化を求める」⁴⁰⁾。
- 3 (隔離ストラテジー): 「2の同化ストラテジーと内容的に全く逆のもの」で、「住む地域や就く職業など一定のものに限定し、両者の社会的な接触を最小限に留めようとしてとられるストラテジー」⁴¹⁾。
- 4 (周辺化ストラテジー): 「同化や隔離政策を強行した結果、それぞれの目的を達成できず失敗に終わった場合に結果的にとられるストラテジー」⁴²⁾。

以上の、Berryの理論を踏まえた岡崎による整理を、さきに概観したキムリッカの「多文化主義」に関するモデルに照らしてみると、外国人居住者から主張される、そしてまた外国人居住者に示唆されて行われるべき政策的な理念が多文化共生であるということになる。

政策としての多文化主義分析⁴³⁾において、「人間それぞれのエスニシティに関係なく、すべての個人を平等に扱おうとする」、「したがって、私的領域でエスニックにふるまうかどうかは、すべて個人個人が自分の意志で自由に決定する」リベラル型多文化主義⁴⁴⁾と、「エスニック集団を単位として、多文化政策をすすめようとする」、「したがって、私的領域でも、同じエスニック集団に属する個人は、同じエスニック集団の一員としてふるまうことが期待される」コーポレイト型多文化主義⁴⁵⁾とが区別される。さきに概観したキムリッカの分析では時代区分によって区別されていたが、日本において併行して採られている政策は、「コミュニタリアニズムとしての多文化主義」に親和性あるものとしてのコーポレイト型多文化主義と、「リベラルな枠組み内での多文化主義」のうち理念型の中心的なもののみなしうるリベラル型多文化主義とが、キムリッカの用語法でいうところの「国民建設への応答としての多文化主義」という枠組み内であることが必ずしも明示的に意識されないまま混交して採用されていることに問題があると考えられる。すなわち、「リベ

39) 岡崎註31前掲論文169～170頁。

40) 岡崎註31前掲論文170頁。

41) 同前。

42) 同前。

43) 初瀬註5前掲論文「日本の国際化と多文化主義」220頁以下。

44) 初瀬註5前掲論文220～221頁。

45) 初瀬註5前掲論文221頁。

ラル型は、それが普遍主義であるだけに、現実には同化主義（選択的同化）に近づく可能性をもっている。コーポレイト型は、それが属性主義であるだけに、現実には特定エスニック集団による排他主義（ethno-centricism）に近づく可能性をもっている⁴⁶⁾。

以上を踏まえると、教育の観点からは、重要な視点は、ガットマンが指摘するように、多文化主義（multiculturalism）への民主教育（democratic education）の対応として、以下の点に留意すべきである。第一に「被抑圧者集団の経験を公的に承認すること」⁴⁷⁾、第二は「国民の相互尊敬への取り組みによって同じように促進される。この対応は、寛容すなわち基本的自由の問題である信条と行動に関する不一致に同意を与えることである。寛容とは、宗教的その他の精神的信条にもかかわらず、何らかの単一の信条や行動の実際的な体系を押し付けないことである」⁴⁸⁾。

問題は、それが法制度上どのように現れてくるか、どのように制度化すべきであるかである。「言語に関する多文化政策は、その社会のエスニック各集団の人々にその独自の言語に習熟する機会を保障するとともに、社会の支配的言語（書き言葉を含めて）に習熟する機会をも保障するものでなければならない」⁴⁹⁾との指摘は、先に見た岡崎論文の分析マトリクスに見られるように、多文化を志向しても、実際には参入側にとっては国民への「統合」の強制になりかねず、さらには言葉だけ多文化という言葉が用いられても、同化や周縁化に至る可能性を示唆しているものであろう⁵⁰⁾。

そこで、このような背景を前提においた上で、現在の日本における外国人の（正確には日本語を母語としない者の）、公的保障の問題及びその子どもの義務教育の問題について以下検討する。

46) 初瀬註5前掲論文222頁。

47) エイミー・ガットマン著、神山正弘訳『民主教育論』（同時代社、2004年）334頁。

48) ガットマン註47前掲書334～335頁。ここでガットマンは多文化主義の用語につき次のような理解を提示している。「文化に同一化した（あるいは依存した）諸個人の交流によって、相互に影響しあう多くの文化（下位文化）を包含する社会と世界の状態を指す。ある文化あるいは下位文化は、乱暴に言えば、思考、会話、行動の類型から構成され、二または三の家族よりも大きい人間共同体と結びつく」（ガットマン註47前掲書335頁）と。

49) 初瀬註5前掲論文223頁。

50) この点、小泉良幸「人権と共同体」『ジュリリスト』No.1224（2003年5月1日・15日号）38頁は、「共同体的価値に訴えるこの国〔日本を指す・引用者註〕の保守主義の議論は、相当独自なものである」ことを指摘する（同44頁）。「共和主義者なら、憲法に『義務』を掲げることよりも、投票価値の不平等是正や政治資金規正こそが喫緊の課題だというだろう。リベラリズムの立場からは、『平等な尊重と配慮』への抽象的権利の相互的承認が政治社会の統合の条件であった」（同前）からである。

2. 基本的人権としての「教育を受ける権利」の「公的保障」

ここでは、まず議論の前提として、広い意味での外国人の日本在住者の言語保障の問題を検討し、ついで義務教育段階における総論的な問題点を整理することとする。

(1) 外国人の日本在住者の公的な言語保障

① 出入国管理法及び難民認定法と外国人登録法

まずそもそも、日本の「出入国管理及び難民認定法」は、アメリカの出入国管理法をモデルに作られており、外国人を非常に細かい類型に分けている。一つの特徴としては、全体的に、設定されている年月、設定されている日数が短いことが指摘できる。出入国管理および難民認定法施行規則別表第2は、在留資格を多く挙げている。例を挙げると外交・公用・教授などがある。一般の人は、この中の留学、就学、研修いずれかに当てはまる。あるいは特定の技能がある場合では、技能に当てはまる。しかしこれが特定の技能がある場合で3年または1年、留学で、2年または1年となっており、一年おきの更新も稀ではない。就学という資格で来た場合は、1年または6ヶ月である。語学留学に来る以外ほとんど役に立たないほどの短さである。このようなアメリカ流の「出入国管理」と、もともとは対照的な制度を採っていたのはイギリスである。ただし、イギリスの場合は人を多く受け入れすぎてしまった。旧植民地（現コモンウェルス諸国）の出身の人をほとんど制限せずに受け入れてしまったために、国内で、差別問題が起きてしまい、アジア系・アフリカ系出身の人々に対するイギリスの白人警察官による暴行が、かなり長期間、表面化しないといった問題が起きていた⁵¹⁾。イギリスの場合は人を入れすぎたということで1968年ごろから入国資格を限定しはじめた。いずれにしてもイギリスも自国に入国可能な外国人の枠を次第に絞ってきている⁵²⁾。とにかくあまり細かい類型を作ると、日本の法律制度で、外国人が強引に類型化されてしまう。宗教や芸術といった枠組み、誰がどういった資格で判断するのか、とくに芸術など、どういった資格で判断するのかというかなり疑問のある類型も存在する。また教授、教育研究、人文知識など、全部重なっているのではないかと思われる類型もある。これらの滞在期間は、それぞれ3年又は1年で、まったく同じであ

51) この点については、佐藤註5前掲書第2部および第3部を参照。

52) 正確には、非常に広範な「イギリス国民」概念を狭めると同時に、受入れ可能な外国人についても厳格に規制しようとし始めているのである。2003年までの経過については、佐藤註5前掲書第3部参照。その後の経緯につき、さしあたり、Gina Clayton *Immigration and Asylum Law* 2nd ed. (Oxford University Press, 2006) を参照。

る。3年という枠組みに入る人と、5年という枠組みに入る人とを決めればよいのではないかと解される⁵³⁾。ともあれ、事実として多様な外国人が現に日本には存在している。もちろんいわゆる不法入国者の存在も無視し得ない⁵⁴⁾。「外国人」が受けるべき「日本語教育」を考える際には、このように多様な種類の「外国人」が存在することにまず留意すべきである。

②日本在住者の言語保障—公用語の理解

憲法は、言語について一見すると、何も言っていない。日本国憲法のどこを探しても公用語についての規定はない。制定史はともかくとして、現に最高法規として日本語で書かれているのが日本憲法だから日本語であると解することは可能である。しかしこれは、根拠としては弱い。というのは、日本国憲法は旧漢字の歴史的仮名遣いで書かれているものが正式なものであり、これが公用語の前提だとすると、正式な日本の公用語は歴史的仮名遣いでなくてはならないということになりかねない⁵⁵⁾。

しかし、憲法が言語について、沈黙しているのは確かである。一つの議論としては、だから公用語として、憲法を改正してそれを書きこむべきであるという主張がある。実際にフランスでは、やはりフランス語が公用語のひとつだという規定にするのか、フランス語だけが公用語とするのかで激しく論争が行われ、原則としてフランス語だけが公用語だということで落ち着いて、しかし事実としてはそれ以外の国の言葉も少しづつ認めつつある⁵⁶⁾。

53) 他方で出入国管理の実務に長く携わった立場からは、1990年に「在留資格の種類及び在かは国家の自由裁量事項とされているので、各国の出入国管理法制上入国許可基準を公表している例は極めてまれであるが、日本の在留資格制度は透明度の高い公正な外国人受入れ制度を定めたものであるといえる」との主張もなされている（坂中英徳「日本の出入国管理政策」『日本の外国人政策の構想』日本加除出版株式会社、2001年、50頁）。

54) なお、ここで「いわゆる」というのは、国連では「不法」(illegal)という言葉あまり用いず、undocumented、正式な書類を与えられていないとか、非正規滞在者という言い方をするが、illegalという言い方はあまりしないからである。illegalというと刑法のようなものに違反しているという意味合いが強い。United Nations *International Migration Policies* (New York: United Nations, 1998) 207. 近藤敦「居住権と正規化」同『外国人の人権と市民権』（明石書店、2001年）286頁以下参照。

55) 筆者はそう解すべき余地はあると考えるが、本稿の趣旨からは外れるので他日を期したい。

56) 1958年憲法第2条第1項は「共和国の言語はフランス語である」と規定している。本規定は、1992年6月25日の憲法的法律第92-554号によって追加された、旧第2条第2項であり、1995年8月4日の憲法的法律第95-880号により旧第1項が第1条となった（共和国の基本原則）関係で、第2条第1項となっている。これは、いわゆるマーストリヒト条約批准のために必要とされた憲法改正に際して行われたものである（辻村みよ子「フランス」初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集』三省堂、2006年、213頁。訳文は同221頁より引用）。

日本の場合このような憲法改正が実現可能かという点、この肝心な改正は盛り込まれないまま、別な改正が実現してしまうかもしれない。憲法改正に望みを託す議論というのは生産的ではない。現にいろいろな政党がいろいろな憲法の改正案を作っているが、言語について何か言っているというのは管見の限り見当たらない。国旗や国歌、軍隊について書いてあるものはあるが、言語についてはあまり意識されていない。つまり日本語で日本の伝統を教育する、日本の伝統という言葉には天皇制の維持も含まれているのが通常である。

実定法においては、裁判所法第74条の「裁判所では、日本語を用いる」との規定があるが、いずれにしても現在の憲法から直接に公用語が日本語だということを導き出すのはそう簡単ではない。そのうえで日本在住者に対する言語保障、日本語教育の保障という問題は、いかなる条文から導き出されるのか、が問題となる。

憲法学の基本的・通説的な議論として、条文に国民と書いてあっても、外国人に人権の保障が及ばないとは解されない。基本的には権利保障については外国人にも及ぼすことができるのだという解釈をとる。いわゆる権利性質説であるが、英訳日本国憲法によれば、11条はthe peopleで、12条もthe people、13条はall of the peopleで始まっている。14条もall of the peopleで始まっている。基本的にはpeopleという言葉を使っている。制定史から言うと「外国人も日本国民と同等の法的補償を受ける」という条文がもともとあったのが削除されたという経緯がある。ただ、英訳の言葉の使い方からしても、ここは国民に絞る意図という風に読むのは狭すぎる見方である。国民は人権の保障をされるのは当然のことであるけれど、外国人に及ぼしても問題なく、むしろ可能な限り国民と平等の保障をすべきであるとするのが共通理解であり、裁判所でもそこは共通している⁵⁷⁾。ただ、こういった問題を考えていくときに、国際的な人権条約に関する議論は、裁判所ではあまりまともに取り上げていない。

たとえば憲法第13条に「国民はすべて個人として尊重される」とあるのは個人主義の問題であり、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については公共の福祉に反しない限り立法その他国政の上で最大の尊重を必要とする」とある第2文のうち、「生命、自由、幸福追求の権利」は、ジョン・ロックに由来する、アメリカの独立宣言の言葉から来ている。条文に明確化されていない人権の保障の根拠はここに求めるのが憲法学の通説的な考え方である。とすると言語教育に関する法的な言語保障の根拠は少なくともまず憲法第13条に求めることができると解される。その上で教育ということの絡みでさらに憲法第26条

57) いわゆるマククリーン事件最高裁判決以来基本的には一貫している。もっとも、すでに多くの指摘があるように、総論的に妥当であっても各論的には妥当性の点から疑問があることも周知である。詳しくは、佐藤註5前掲書第1部および第5部を参照。

の規定も同時に重要な意味を持つことになる。

憲法第26条第1項は「すべて国民は法律の定めるところによりその能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する」と規定する。ここの26条第1項の「教育を受ける権利」というのは別に学校教育に絞っている話ではないし、義務教育に絞って理解しなければいけないということはまったくなく、すべての生涯教育及び社会教育、外国人に対する言語教育の公的保障というものもここに求めることができるはずである。

もちろん憲法論として、社会権が外国人に及んでいくのか、という問題が絡んでくる。具体的な枠組みとして、国家からの自由という自由権にくらべて、一定の金額の支出を伴わざるを得ない社会保障のようなものを中心とした社会権、これに関しては、原則国民には保障されるが、外国人にはもともと保障されないとの考え方が従来は強かった⁵⁸⁾。

しかし、その後のさまざまな国際的な条約の発展のなかで、これはすでにかなり問題のある考え方である。憲法第98条は「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」と規定する。すなわち、日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。そして、国際人権規約のうち経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約がある。この経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約に関しては、確かに冒頭の部分で、この規約の第2条において、この規約の各締約国は立法措置その他のすべての適当な方法により、この規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため自国における利用可能な手段を最大限に用いることによって、ここにまたは国際的な援助及び協力を通じて、特に経済上及び技術上の援助及び協力を通じて行動をとることを約束するとされている。徐々に達成すれば良いのだと読めないこともなく、確かにそのような読み方をしているのが普通であったけれども、条約に書いてあるからということ根拠として憲法上の保障レベルを下げるべきものではなく、他の国が

58) 一例として、東大の憲法講座を担当していた、宮澤俊義の著書を挙げる。「たとえば、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利や、教育を受ける権利や、勤労の権利は、基本的人権の性格を有するとされるが、それらを保障することは何より、各人の所属する国の責任である。日本が社会国家の理念に立脚するとは、日本が何よりもまず日本国民に対してそれらの社会権を保障する責任を負うことを意味する。外国人も、もちろん、それらの社会権を基本的人権として享有するが、それらを保障する責任は、もっぱら彼の所属する国家に属する」（宮澤俊義『憲法II 基本的人権〔新版〕』（有斐閣、1974年）241頁）。他方で、「これらの権利は、もっぱら権利者の属する国会によって保障されるべき性質の権利であるが、それが『人間性』に由来する前国家的・前憲法的な性格を有するものである点において、どこまでも人権たる性格をもつ」（宮澤前掲書242頁）とも述べており、社会権保障を拡大する論理をその理論のうちに含ませているものと解される。

自国よりも保障レベルが低いことを理由に、自国の保障レベルを下げるべきものでもない⁵⁹⁾。社会権規約第9条が「この規約の締約国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める」としたうえで、第10条で家族の保護、第11条で生活水準の改善、第12条で健康維持についてかなり詳細な義務付けを行っている。1985年の「外国人の人権宣言」(第40回国連総会で採択)、1990年の「すべての移民労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約」(第50回国連総会で採択)の影響、難民の地位に関する条約、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約の批准もあり、日本の社会保障に関する規定から多く国籍条項が削除された例があり、また外国人に対しての保障が明示的に規定されている⁶⁰⁾。もっとも、遡及適用はしていないので、実際には問題も生じている⁶¹⁾。一例を挙げると、いわゆる塩見第二訴訟判決がある。1970年に帰化した、全盲との障害認定時(1959年)には韓国籍を有していた、原告(以下Xとする)の訴えに対して大阪高等裁判所は以下のように判示しているのである。「…司法審査の対象となるのは憲法25条の規定に基づく立法措置が『著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえないような場合』に限定されるのであって、右両最高裁判決〔いわゆる堀木訴訟最高裁判決⁶²⁾と、第一次塩見

59) 「漸進的実施の概念は、すべての経済的社会的権利の完全な実現は一般的に短期間にはなしえないであろうということをも認めたものである。この意味でこの義務は、市民的及び政治的権利に関する規約に含まれた義務と顕著に異なる。しかし、時間をかけた、換言すれば漸進的な実現が規約で予期されているという事実は、この義務から意味ある内容をすべて奪うものと誤解されるべきではない。それは一方で、経済的、社会的及び文化的権利の完全な実現を確保する際の実際の世界の現実及びすべての国が有する困難を反映した、必要な弾力性の仕組みである。他方で、この文言は全体的な目標、すなわち、当該諸権利の完全な実現に関して締約国に明確な義務を設定することという、規約の存在理由に照らして読まなければならない。それは、その目標に向けて、可能な限り迅速にかつ効果的に移行する義務を課しているのである。さらに、この点でいかなる後退的な措置が意図的に取られた場合にも、規約上の権利全体に照らして及び利用可能な最大限の資源の利用という文脈においてそれを十分に正当化することが要求される」(Office of the High Commissioner for Human Rights *The nature of State parties obligations* (Art. 2, par. 1) : 14/12/90.CESCR General Comment 3. (General Comments) E/1991/23, Annex III, para. 9. 申恵丰『「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会」の一般的意見』青山法学論集第38巻第1号、1996年)。

60) 国民健康保険法第3条第3項第1号、厚生年金法附則第29条、国民年金法附則第9条の3の2など参照。

61) 手塚和彰『外国人と法 [第3版]』(有斐閣、2005年)第10章で、法制度の概略と、現在生じている問題点について、おおよその概観を得ることが出来る。

62) 昭和57年7月7日最高裁判所大法廷判決(最高裁判所民事判例集36巻7号1235頁)。本事件については、さしあたり、尾形健「143 障害福祉年金と児童扶養手当との併給禁止一堀木訴訟」高橋和之・長谷部恭男・石川健治編『憲法判例百選II [第5版]』(有斐閣、2007年)300~301頁参照。

訴訟最高裁判決⁶³⁾を指す]も、このような観点から各々検討を加えて、当該立法措置が著しく合理性を欠くことがなく、明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえない場合にも当たらないことから、立法府の裁量の範囲に属する事柄であると判断して、憲法25条に違反するものではないとしている。〔中略〕国籍要件の撤廃によって全ての外国人が障害福祉年金の支給を受けられるようになったわけではなく、Xと同様に難民条約整備法による法改正以前に障害が固定した外国人には障害福祉年金は支給されないのであるから、自国民よりも外国人を優遇しているものではない。のみならず、…自国民を在留外国人より優先的に扱うことは許されるべきと解され、障害福祉年金の支給につき日本国籍を有することを要件とすることに合理性が認められる上、拋出制を基本とする社会保険方式を採る国民年金制度の中で、経過的な障害福祉年金においては、その保険事故発生時点として、国民年金制度が発足した昭和34年11月1日を廃疾認定日として同日に日本国籍を有することを要件とすることにも合理性が認められる」として、「国民年金制度の仕組み、法律府遡及の原則。年金法改正の趣旨などに照らせば、右の取扱いはその合理性を有するものというべきであり、これを憲法14条1項に違反するものということとはできない⁶⁴⁾と。

外国人の日本在住者に対して、日本語の教育が不十分だということに関して、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」）第13条を次に検討する。

本条の一般的意見⁶⁵⁾によれば、「規約の中で最も長い規定である第13条は、国際人権法において、教育に対する権利に関する最も広範かつ包括的な条文である⁶⁶⁾。第13条第1項は「教育は人格の『尊厳についての意識』を志向し、『すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること』を可能にし、かつ、諸国民の間及び人種的又は宗教的集団のみならずすべての『民族的⁶⁷⁾』集団の間の理解を促進しなければならない。…最も基本的なのは『教育は人格の完成を志向』するということである⁶⁸⁾。第13条2項は教育を受ける

63) 平成元年3月2日最高裁判所第一小法廷判決（訟務月報35巻9号1754頁，判例時報1363号68頁）。本事件については、さしあたり、大藤紀子「7 外国人の社会保障—塩見訴訟」高橋和之・長谷部恭男・石川健治編『憲法判例百選I [第5版]』（有斐閣，2007年）16～17頁参照。

64) 平成8年7月26日大阪高等裁判所判決（判例時報176号69頁）。

65) Committee on Economic, Social and Cultural Rights *The right to education (Art. 13): .08/12/99.E/C.12/1999/10.21st session* (15 November– 3 December 1999).なお本一般的意見の訳は、申恵丰「『経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会』の一般的意見（4）」『青山法学論集』第43巻第4号（2002年）に基本的に依拠した。

66) *The right to education (Art.13): .08/12/99.E/C.12/1999/10.para.2.*

67) 申註65前掲訳にしたがった。原語はethnicであり、公定訳は「種族的」とされているが不適切である。

68) *The right to education (Art.13): .08/12/99.E/C.12/1999/10.para.4.*

権利につき規定する。「この条項の厳密かつ適切な適用は、特定の締約国に存在している条件によるであろうが、教育はすべての形態及び段階において、以下の相互に関連するきわめて重要な特徴を示すもの」⁶⁹⁾である必要がある。すなわち、第一に「機能的な教育施設及びプログラムが、締約国の管轄内において十分な量だけ利用できなければならない」(利用可能性)⁷⁰⁾。第二に「教育施設及びプログラムは、締約国の管轄内において、差別なくすべての者にアクセス可能でなければならない」(アクセス可能性)⁷¹⁾。アクセス可能性は、無差別、物理的なアクセス可能性、経済的なアクセス可能性という、相互に重なりあう三つの側面を持つ。とくに重要なのは、この「無差別」との関係で「子どもの権利に関する条約第2条及び、教育における差別の禁止に関するユネスコ条約第3条(e)に留意し、無差別の原則は、国民でない者を含めて、締約国の領域内に居住する学齢期のすべての者に、その法的地位にかかわらず及ぶことを確認する」⁷²⁾ことが指摘されていることである。第三に、「カリキュラム及び教育方法を含む教育の形式及び内容は、生徒にとって、また適切な場合には両親にとって、受け入れられる…ものでなければならない」(受容可能性)⁷³⁾。第四に、「教育は、変化する社会及び地域のニーズに適合し、かつ多様な社会的・文化的環境にある生徒のニーズに対応できるよう、柔軟なものでなければならない」(適合可能性)⁷⁴⁾。第13条2項(a)「初等教育に対する権利」については、「初等教育は、『義務的』であり『すべての者に対して無償』であるという2つの顕著な特徴をもつ」⁷⁵⁾。ここでいう「義務的」とは何か。「義務の要素は、父母も、保護者も、国家も、子どもが初等教育を受けるべきであるか否かについての決定を選択的なものとして扱う資格はないという事実を強調する役割をもつ。同様に、規約の第2条及び第3条でも要求されている、教育を受けることにおける性差別の禁止は、この義務という要件によって強調されている。しかし、提供される教育は、質の点で十分であり、子どもにとって適切であり、かつ、子どもの他の権利の実現を促進するものでなければならない」⁷⁶⁾。そして「無償」とは「子

69) *The right to education (Art.13): .08/12/99.E/C.12/1999/10*.para.6.

70) Ibid.

71) Ibid.

72) *The right to education (Art.13): .08/12/99.E/C.12/1999/10*.para.34.

73) *The right to education (Art.13): .08/12/99.E/C.12/1999/10*.para.6.

74) Ibid.

75) *The right to education (Art.13): .08/12/99.E/C.12/1999/10*.para.10.

76) *Committee on Economic, Social and Cultural Rights Plans of action for primary education (Art.14): .10/05/99.E/C.12/1999/4*.20th session (26 April-14 May 1999) para.6.本一般的意見の訳は、申恵丰「『経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会』の一般的意見(3)」『青山法学論集』第42巻第2号(2000年)に基本的に依拠した。

ども、父母又は保護者に支払いを要求せずに初等教育が受けられることを確保するよう明示的に述べられている。政府、地方当局又は学校により課される料金、又はその他の直接的な費用は、この権利の享受を阻害するものとなり、権利の実現を害することがありうる。こうした費用はまた、非常に後退的な効果をもつことも多い。こうした費用をなくすことは、要求されている行動計画によって取り上げられるべき事柄である。（実際はそうでなくとも、自発的なものとされることがある）父母への義務的な徴集金、又は、比較的が高価な学校の制服を着用する義務のような間接的な費用も、同じ種類のものに入りうる。その他の間接的な費用は、ケースバイケースで委員会の審査を受けることを条件として、許容されることもありうる。この初等義務教育の規定は、父母及び保護者が『公の機関によって設置される学校以外の学校を子どものために選択する』権利と何ら抵触するものではない⁷⁷⁾。

第13条第2項(b)は中等教育に対する権利を規定する。同条項にいう「『一般的に利用可能』という表現は、第一に、中等教育は生徒の表面的な理解力又は能力によるものではないこと、第二に、中等教育はすべての者にとって平等に利用可能になるような方法で全国で提供されることを意味する」⁷⁸⁾ 第13条第2項(b)は「『種々の形態の』中等教育に適用されるとされており、中等教育は異なった社会的及び文化的環境における生徒のニーズに対応するために柔軟なカリキュラム及び多様な提供システムを必要とすることが認められている。委員会は、普通の中等教育制度に並行した「代替的な」教育プログラムを奨励する」⁷⁹⁾。高等教育に対する権利を規定する第13条第2項(c)には、「『種々の形態』の教育についての言及もTVEについての具体的な言及も含まれていない。…この2つの欠落は、第13条第2項(b)と(c)の重点の置き方の違いを反映したものにすぎない。高等教育が異なった社会的及び文化的環境における生徒のニーズに対応すべきものとすれば、それは柔軟なカリキュラムと、遠隔学習のような多様な提供システムをもたなければならない。従って、実際には中等教育も高等教育も『種々の形態』で利用可能でなければならない」。「第13条第2項(c)に技術及び職業教育への言及がないことについていえば、規約第6条第2項及び世界人権宣言第26条第1項をふまえれば、TVE〔技術及び職業教育：technical and vocational education—引用者註〕は高等教育を含むすべての段階の教育の不可欠な要素をなす」⁸⁰⁾。「一般的にいえば、基礎教育（fundamental education）はすべての者のための教育に関する世界宣言に掲げられた基礎教育（basic education）に対応するもので

77) *Plans of action for primary education (Art.14): .10/05/99.E/C.12/1999/4. para.7.*

78) *The right to education (Art.13): .08/12/99.E/C.12/1999/10.para.13.*

79) *The right to education (Art.13): .08/12/99.E/C.12/1999/10.para.12.*

80) *The right to education (Art.13): .08/12/99.E/C.12/1999/10.para.18.*

ある。第13条第2項(d)により、『初等教育を受けなかった者又はその全課程を修了しなかった者』は、基礎教育、又はすべての者のための教育に関する世界宣言で定義されている基礎教育への権利を有する⁸¹⁾。「世界宣言により理解されるようにすべての者は『基本的な学習ニーズ』を満たす権利を有しているので、基礎教育に対する権利は『初等教育を受けなかった者又はその全課程を修了しなかった者』に限られ⁸²⁾ない。「基礎教育に対する権利は、その『基本的な学習ニーズ』をまだ満たしていないすべての者に及ぶ⁸³⁾」。また、「基礎教育の権利の享受は年齢又は性別によって制限されないことを強調しておかなければならない。それは、子ども、青少年、及び高齢者を含む成人に及ぶ⁸⁴⁾」。

以上を要するに、社会権規約第13条は、その国で生活していくために必要な教育制度を整備せよ、という意味合いを持つものと解される。ここに成人した外国人の日本在住者をも含む、公的な言語保障の根拠を求めることができる。

つまり、憲法第13条、第26条、国際人権規約社会権規約第13条第2項のdから3つの条文の根拠が見出される⁸⁵⁾。法的効力としては、憲法が効力として一番強く、しかし法律よりは強いものだとしてこの国際人権規約があるのだ、という考え方をとるのが裁判所にも通じる基本的な考え方である。したがって、憲法第13条と第26条の意味内容を充填するために、この社会権規約の内容を読み込んで、意味内容として公的な言語保障を制度として整える必要があるのだという解釈を導くことができると解される。

(2) 外国人の子どもの「義務教育を受ける権利と義務」

① 現行制度

一般的に外国人の子どもの義務教育を受ける権利と義務の問題がある。帰化した元外国人の子への教育の問題は、一般的な機関を整えるだけでは解決しない問題であって、義務教育の問題とも絡むものである。実態の問題、これはどちらかという、外国人の子どもの義務教育の問題と関わるが、義務教育に関しては、たとえば非正規滞在者にも住所が明らかである場合、就学案内を送っている⁸⁶⁾。就学通知ではなく就学案内と言葉をわざわざ

81) *The right to education (Art.13): .08/12/99.E/C.12/1999/10*.para.22.

82) *The right to education (Art.13): .08/12/99.E/C.12/1999/10*.para.23.

83) Ibid.

84) *The right to education (Art.13) : .08/12/99.E/C.12/1999/10*.para.24.

85) さらに、子どもの「教育を受ける権利」の観点からは、後に検討するように、子どもの権利条約（児童の権利条約）第28条および第29条が重要である。

86) 1991年文部省初等中等教育局長通知。この通知において文部省（当時）は、各都道府県教育委員長あてに「日本人と同様の教育機会を確保するため、保護者に対し、就学案内を発給するよう」求めている。手塚註39前掲書334～336頁、日本弁護士連合会編著『子どもの権利ガイドブック』（明石書店、2006年）543頁以下参照。

分けているのは、通知が来ても子どもの教育に関して、当該外国人の自由に選択する教育機関へ進ませる親の権利に配慮してのことであるとされるが、疑問である。

日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成17年度）によれば、「平成17年9月1日現在、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び盲・聾・養護学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒は、20,692人（19,678人）で1,014人〔5.2パーセント〕増加している。調査開始以来最も多い数となった（平成16年度：19,678人）。また、対前年度比についても毎年調査を開始した平成11年度以降最高の伸び率となった。」「学校種別の在籍者数をみると、小学校は14,281人（13,307人）で974人〔7.3パーセント〕の増加、高等学校は1,242人（1,204人）で38人〔3.2パーセント〕増加、盲・聾・養護学校では70人（55人）で15人〔27.3パーセント〕増加、中等教育学校23人（15人）で8人〔53.3パーセント〕増加している。一方、中学校は5,076人（5,097人）で21人〔0.4パーセント〕減少している。」「割合では、小・中学校が93.5パーセント（93.5パーセント）、高等学校が6パーセント（6.1パーセント）、盲・聾・養護学校が0.3パーセント（0.3パーセント）、中等教育学校が0.1パーセント（0.08パーセント）となっている。」という⁸⁷⁾。当然のことながら、「この『就学案内』は外国人登録をしている外国人にしか送られないから、外国人登録をしていない外国人の子どもについては依然として学校教育を受ける機会が与えられない可能性がある⁸⁸⁾。この点、栃木県宇都宮市で医師のカルテや住宅賃貸借契約書などから判明している場合には不法滞在外国人についても就学案内を送り、保護者の希望があれば受け入れていることは注目される⁸⁹⁾。

問題は、就学案内に従って小学校に行ったとしても、必ずしも外国人に日本語を教える専門家がないことである。実際には母国語別で言うとポルトガル語が最も多く、次いで中国語、スペイン語の順であって、このような子どもに日本語を教えることを通常の授業とは別に行わざるを得ないことは、現場の小学校の教師に過大な負担をかけることになる⁹⁰⁾。

教育を受ける権利の内実として、憲法26条第2項「すべて国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする」とある、この無償の意味合いについては、少なくとも教科書は無料であるというのが最低限度共通理解であり⁹¹⁾、さらに義務教育諸学校の教科書も通常無償とされる⁹²⁾。

87) http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/04/06042520/001/001.htmより引用。

88) 日本弁護士連合会註44前掲書543頁。

89) 手塚註61前掲書336頁参照。

90) 手塚註61前掲書337頁参照。もっとも後に検討するようにここでいう「日本語」の内実をどのようなものとするべきかについては、十分検討する必要がある。

91) 昭和39年2月26日最高裁判所大法廷判決（最高裁判所民事判例集18巻2号343頁）。

92) 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律第1条。

ここで「義務」とあるが、これは国家の義務であると解すべきである。「各国民が自分の養育する子ども（憲法の文言は「子女」）に教育を受けさせる権利を国家が保障する義務」を前提にしている義務なのであって、これを国民の3大義務だというのはミスリーディングであると解される。

②日本語を母語としない子どもの教育を受ける権利

そのうえでこれが外国人の子どもに及ぶかどうかという問題は、やはり先ほどの社会権が外国人に及んでいくのかということに関わることになる。

さきに社会権規約第13条について、社会権規約に関する規約人権委員会の一般的意見に依拠しながら、憲法解釈の補充的趣旨を読み取った。しかし、実効性からして、児童の権利条約（子どもの権利条約）がさらに重要であると解される⁹³⁾。子どもの権利条約第28条は、ほとんど社会権規約第13条と同じ規定である。注目されるのは、教育の目的に関する同条約第29条第1項である。次に引用する。

「締約国は、子どもの教育が次の目的で行われることに同意する。

- (a) 子どもの人格、才能ならびに精神のおよび身体的能力を最大限可能なまで発展させること
- (b) 人権および基本的自由の尊重ならびに国際連合憲章に定める諸原則の尊重を発展させること
- (c) 子どもの親、子ども自身の文化的アイデンティティ、言語および価値の尊重、子どもが居住している国および子どもの出身国の国民的価値の尊重、ならびに自己の文明と異なる文明の尊重を発展させること
- (d) すべての諸人民間、民族的、国民的および宗教的集団ならびに先住民間の理解、平和、寛容、性の平等および友好の精神の下で、子どもが自由な社会において責任ある生活を送れるようにすること

93) 公定訳は「児童の権利条約」であるが、同条約が18歳未満を想定していることからして、「子どもの権利条約」と訳すべきであるとの見解が有力であり、筆者もこの見解に与するので、以下では原則として「子どもの権利条約」と表記する。子どもの権利条約に関しては、事務局がジュネーブ国連人権高等弁務官事務所に置かれており、1991年より活動が開始されている。1994年以降年3回、3週間ずつの会期で、締約国の報告書審査が主たる任務である。重要なのは、国連の人権条約の中では締約国数が最大であることである。委員は、4年任期で10名の委員が選出されており、国連人権高等弁務官事務所、専門機関、ユニセフその他の国連諸機関、NGOが協力している。さらに、2000年5月には武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書と、子どもの売買・子ども売買春および子どもポルノグラフィーに関する選択議定書が採択されている。

(e) 自然環境の尊重を發展させること」

「すべての子どもがそれに対する権利を有している教育とは、子どもに生活上の種々の技能 (life skills) を与え、あらゆる範囲の人権を享受する子どもの能力を強化し、かつ適切な人権の価値観が浸透した文化を促進するような教育である。その目標は、子どもの技能、学習能力その他の能力、人間としての尊厳、自尊心 (self-esteem) および自信 (self-confidence) を発達させることにより、子どもの個人個人の能力を向上させること (to empower the child) にある。このような文脈における『教育』とは、正規の学校教育の範囲をはるかに超えて、子どもが個別にであれ集団的にであれ、その人格、才能および能力を発達させ、かつ社会のなかで全面的かつ満足の行く生活をおくることを可能にするような、幅広い範囲の生活経験および学習過程を包含する」⁹⁴⁾。とくに注目されるのは、次の見解である。すなわち、「第29条第1項と、人種主義、人種差別、排外主義および関連の不寛容に対する闘いとの間に関わりがあることも強調したい。人種主義およびそれに関連する諸現象は、無知が、人種的、民族的、宗教的、文化的および言語的違いもしくはその他の形態の違いが、偏見の悪用が、または歪んだ価値観の教育もしくは宣伝が存在するところで盛んになる」⁹⁵⁾。

子どもの権利条約については、日本政府はほとんど留保をつけていない⁹⁶⁾。

また、日本政府の報告書については、第1回報告書に対して在日韓国・朝鮮人等に対する差別の排除が指摘されている⁹⁷⁾。

94) The Committee on the Rights of the Child *The Aims of Education*:.17/04/2001.CRC/GC/2001/1. (General Comments) para.2. 本一般的意見の訳出にあたっては、<http://homepage2.nifty.com/childrights/crccommittee/generalcomment/genecom1.htm>の平野裕二訳を参照した。一部訳語を変更している。

95) *The Aims of Education*:.17/04/2001.CRC/GC/2001/1. para.11.

96) 子どもの権利条約については、第37条(c)について「日本国は、児童の権利に関する条約第37条(c)の適用に当たり、日本国においては、自由を奪われたものに関しては、国内法上原則として20歳未満の者と20歳以上の者とを分離することとされていることにかんがみ、この規定の第2文にいう『自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離される』に拘束されない権利を留保する」との留保をしている。この留保についてはその撤回を要請されている。趣旨としては、留保の適用範囲を18歳と19歳に限定するものとすれば誤解を避けることができると解されるが、なぜか現在に至るまでそのような措置は行われていない。

97) 第1回日本政府報告書に対する児童の権利委員会の最終見解 (Concluding Observations) 第35節。日本の報告書については、第1回報告書が1996年5月に、第2回報告書が2001年11月に提出されている。第1回政府報告書についてはhttp://www.nichibenren.or.jp/ja/humanrights_library/treaty/child_report-1_st_govreport.htmlから、政府報告書の英文 ↗

以上の点を踏まえ、社会権規約に関する一般的意見（（1）参照）をも考慮すると、「外国人」が「日本語教育」を受ける権利を、社会権規約第13条、子どもの権利条約第28条および第29条から導き出すことは可能であるが、その際に、本稿1. で検討したように、日本において1つの言語、1つの文化しか認めないような視点から制度設計をすることは、理念としてのみならず、日本が批准している国際人権条約からして禁じられているものと解される。

3. 若干の考察

2. までの検討を踏まえて、「多文化共生社会」における「外国人」の「日本語教育」を受ける権利の公的保障について考察する。

（1）外国人の「多様性」

日本に在住する「外国人」の類型について、筆者はすでに旧来外国人（オールド・カマー）・新来外国人（ニュー・カマー）・一般外国人という類型を示したことがあるが⁹⁸⁾、「日本語教育」という視点からすると、これだけでは不十分である。なぜなら、入管法規制対象者たる「外国籍」保有者の分類としては成り立ち得ても、「帰化」した元「外国籍」保有者についても考察の対象に入れなければ、ほとんど意味がないからである。

↘はhttp://www.nichibenren.or.jp/ja/humanrights_library/treaty/child_report-1st_govreport_en.htmlから、第1回報告書審査に対する日本政府解答はhttp://www.nichibenren.or.jp/ja/humanrights_library/treaty/child_report-1st_govreply.htmlから、子どもの権利委員会の最終見解はhttp://www.nichibenren.or.jp/ja/humanrights_library/treaty/child_report-1st_observation.htmlから、同英文はhttp://www.nichibenren.or.jp/ja/humanrights_library/treaty/child_report-1st_observation_en.htmlから、それぞれ入手可能である。第2回政府報告書については<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/0111/index.html>以下で、同英文は[http://www.unhchr.ch/tbs/doc.nsf/\(Symbol\)/7de38e6b7df15213c1256df80045afc4?OpenDocument](http://www.unhchr.ch/tbs/doc.nsf/(Symbol)/7de38e6b7df15213c1256df80045afc4?OpenDocument)で入手できる。第2回政府報告書に対する日弁連の見解はhttp://www.nichibenren.or.jp/ja/humanrights_library/treaty/child_report_2_ja.pdfより、同英文はhttp://www.nichibenren.or.jp/ja/humanrights_library/treaty/child_report_2_en.pdfより、第2回政府報告書に対する最終見解は、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/0402_j.pdfより、同英文は[http://www.unhchr.ch/tbs/doc.nsf/\(Symbol\)/7cdfef2209298c9bc1256e5200509a0d?OpenDocument](http://www.unhchr.ch/tbs/doc.nsf/(Symbol)/7cdfef2209298c9bc1256e5200509a0d?OpenDocument)より入手可能である。

これらの見解については、波多野里望『逐条解説児童の権利条約 [改訂版]』（有斐閣、2005年）376～389頁で若干のコメントが為されているが、疑問がある。なによりも、一般的意見を全くといってよいほど考慮していないことである。

98) 佐藤註5前掲書「結論」を参照。

仮にオールド・カマーおよびニュー・カマーについて、その下位分類として、国籍を維持している、国籍法上の外国人と、帰化した者という類型を立てるとすれば、大分類を「外国人」とすること自体に問題が生ずることになる。いずれにせよ、細かく言うとかなり多くのさまざまな国の出身者がおり、ブラジルのように、その歴史上の特殊性から、日本との2重国籍を持っている人もいる。実際には国籍を持っていても外国人扱いをされる人がいれば、両親との関係で国籍は日本だけれど日本語ははなせないと言う人がいたりして、子供は日本語を話せるけれど親と話を通じない場合もあったりする。したがって、本稿は「外国人」の権利についてというよりも、もっと広く、「日本語を母語としない者」の「日本語教育を受ける権利」を問題にしてきたのであった⁹⁹⁾。

けれども、そのように解するときさらに問題となるのが、いかなる「日本語」についての「教育を受ける権利」であるのか、ということである。節を改めて検討しよう。

（2）日本語教育の「多様性」

本稿が検討している「日本語を母語としない者」の「日本語教育を受ける権利」に言うところの「日本語」は、いわば第二言語としての日本語である。この点、文部科学省が作成している「JSL (Japanese as a second language 第二言語としての日本語) カリキュラム」は注目される。しかし、ここでの「日本語」が、本稿1. で見たような「同化」の装置となってしまっただけでは意味がない。たしかに文部科学省は「多文化共生」という用語を用いており、多くの自治体においても同様である。しかし、もし「多文化共生」という語を真剣にとらえなおそうとするならば、総務省が2005) 年度の「多文化共生の推進に関する研究会」において「地域における多文化共生を『国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと』と定義し¹⁰⁰⁾ たことを踏まえ、そのような視点から「日本語教育」をとらえなおすことも必要であると解される。

日本語教育学の観点からは、外国人に理解しやすい日本語を策定することの重要性が指摘されている¹⁰¹⁾。

99) 母語や母国語といった概念そのものの適切性についても日本語学や日本語教育学などの分野で多くの指摘があることは承知しているが、この点について立ち入った議論を行う準備も能力も現在の筆者にはないので、他日を期したい。

100) 「多文化共生の推進に関する研究会報告書」2006年3月、総務省、5頁。

101) 岡崎註31前掲論文172～181。中崎温子「多文化共生社会の日本語教育—『コミュニケーション』ということの考察を通して—」『愛知大学 言語と文化』No. 13, 110頁は「母語話者の使用する『日本語』と、非母語話者の、中間言語としての諸相を呈しながら表出される『ニホン語』と区別する意図」を示す。

以上の指摘を踏まえると、少なくとも、生活のための（最低限の）「日本語教育」と、学校における講義を十全に理解できる「日本語教育」とは、同じ「日本語教育」であっても、内実が相当異なることになる。また、後者も、初等中等教育と高等教育（高等学校以上）とではやはり内実が異なることになるかと解される。

では、いかなる「日本語」か。

たとえば、「平易な日本語」として、「一文の長さを短くして、難解な言い回しや高度なレトリック表現を避けること〔中略〕主語と述語の間は短くして文意を明確にすべきである。また、漢字の使用は減らし、少しでも難しい漢字にはふりがなを振ることである」という提案がある¹⁰²⁾。これは生活のための（最低限の）「日本語教育」との対応で検討されるべきであろう。この観点からは、ボランティアだけに頼らず、公立学校等に国あるいは自治体の予算によって教員を派遣すること、市民センターなどで無料の公開講座やサークルを通じて、日本語を母語としない成人に、最低限のコミュニケーションがとれるように促すことなどが考えられる。法的には憲法第13条の「幸福追求権」、第26条の「教育を受ける権利」、社会権規約第13条や子どもの権利条約第28条および第29条などが理念的根拠として利用可能であると解されるので、これらの規定の趣旨に鑑みての立法的措置が必要となってこよう。なによりも、憲法第26条の適用を肯定するならば、日本国籍保持者と同様に、外国人住民に対しても「就学案内」ではなく、「就学通知」を発すべきである。外国人住民に日本の学校における「義務教育」を課しても、他の学校へ行く自由は、日本国民が私立学校を選ぶことが出来るのと同様に存するのであるから、外国人住民の親が持つ子の教育を選択する権利を奪うものとはならない。ただし、現在、各種学校として認可されている外国人学校の地位を向上させるべきであるのはもちろんである。この点は、子どもの権利委員会が日本の第2回政府報告書に基づく最終見解においても強調している¹⁰³⁾。

他方で、EU統合化の中で採用されつつある多言語政策を、「言語文化的多様性の維持を促進する」モデルとして紹介する立場もある¹⁰⁴⁾。これは学校における講義を十全に理解できる「日本語教育」、ことに高等教育レベルのそれと親和的であろう。これについては、

102) 河原俊昭「外国人住民への言語サービスとは—外国人住民との共生社会をめざして」河原俊昭・野山広編著『外国人住民への言語サービス—地域社会・自治体は多言語社会をどう迎えるか』（明石書店、2007年）15頁。同論考の論理展開には必ずしも説得的でないかと解される部分もあるが、ひとつの提案としてここでは取り上げた。

103) *Concluding observations of the Committee on the Rights of the Child : Japan, 26/02/2004. CRC/C/15/Add.231.* (Concluding Observations/Comments) paras.49-50.

104) ユディット・ヒダシ「EU統合化にみる新たな多言語政策—多文化共存とアイデンティティの相克—」『異文化コミュニケーション研究』（2004年）第16号。

憲法や国際人権法を改めて持ち出さずとも、現行の日本語検定などを充実させることで十分対応が可能であると解される。

結語—今後の課題

一国内における公用語の保障や教育は、従来あまり意識されずに国民創出のための施策の一環として行われてきた。公用語を身につけること自体が市民権付与の前提になったり、公職に付くための条件になったり、あるいはそれが軍事的な義務と結びたりということが当然視されてきたのに対して、少数者の立場からの問題提起として、いろいろな立場の人が主張してきたのが多文化主義であると整理することが出来る。少なくとも最低限の基盤整備というかたちで国家は必ず人権を保障していると言えるからには一定の制度整備、公的保障が必要であるといえよう。すでに触れたように、日本語教育は、第一に、少なくとも最低限の日常生活をおくることができるための日本語教育と、第二に、高等教育も受けられる程度の日本語を身につけるための日本語教育が考えられるが、この両者の間には、ずれがある。このような二重の「ずれ」を調整する理念として「多文化共生」は用いられ得る。問題は、言葉だけを用いても無意味だということである。多文化共生をいうのであれば、外国語として日本語を学ぶ人たちに提供されるものと同じレベルで、つまり上記の二つの「ずれ」に対応する形で、最低限の日常生活をおくることができるための、たとえば韓国語、ポルトガル語、中国語といったものも、同等に提供されなければならない。他方で高等教育を受けられる程度のそれについては、現在高校から大学、専門学校等で提供されているものを拡充する形で対応できよう。

このような問題に対する取り組みには、いろいろの障害がありうる。

すでに成立した改正教育基本法や、自由民主党が提案している新憲法草案などにおいては、要するに立派な、尊敬される日本人を作ると言うのである¹⁰⁵⁾。これは多文化の共生と真っ向から対立する考え方である。つまり日本語教育といたしながら昔ながらの国語教育、日本人を造るための言語教育というものになりかねないのである。このような観点からは、多文化共生という考え方は、現実に進みつつある政策に対する重要な対抗軸となるものと解される。換言すれば、日本語教育を何のために行うのかに自覚的であるべきだと解されるのである。

105) 改正教育基本法の制定直前までの状況、及びその問題点について、さしあたり、佐藤潤一「『愛国心』考—教育基本法『改正』の問題点を中心に—」『大阪産業大学論集 社会科学編』No.117（2007年2月）を参照。

日本語教育が、国民創出、市民権、国籍の付与ということと強い関わりを持つことは否定しがたいが、そこを強調しすぎるのには問題がある。それぞれの人が日本という社会で生きていくときに、自分の持つ文化的ルーツを主張していく、そのための一つの前提としての言葉を身につける。そういう意味での日本語教育というのは重要になってくるのではなかろうか。多文化主義、互いの「文化」を互いに尊重しあう「共生」社会、このような理念が本来想定されたものとは別の機能を果たしかねないことは、日本語教育の場面に限らず想定可能であるが、「理念はそれが濫用され得るからといって、その価値を完全に喪失するわけではない」¹⁰⁶⁾。多文化主義理論の基本前提は、第1に「諸個人にとって、自らのアイデンティティが他者から適切に承認されることが、善き生を送るための必要条件だというものである」¹⁰⁷⁾。第2は、「諸個人の政治的統合を可能にする条件として文化の共有を位置づける考え方である」¹⁰⁸⁾。第3は、「諸個人の自由を実現するには各人の帰属する文化が存続していることが必要だとするものである」¹⁰⁹⁾。いずれの前提も「相互排他的なものではなく、そのすべてを同時に受容することが可能であり」、「多くの多文化主義理論は、これらの基本前提のどれに重きを置くかという点では相違があるが、そのすべてに何らかの形で肯定的に言及している」¹¹⁰⁾。このような指摘を踏まえると、多文化主義、多文化共生社会という理念が、現実の政策の持つイデオロギーを覆い隠す機能を持ち得るとしても、有用性があるのは確かであるから、理念としての精緻化を図りつつ、政策との関連を検討していくことが必要となつてこよう。

最後に今後検討すべき課題について示しておく。本稿が検討対象とした、日本語を母語としない者に対する日本語教育を制度として考える場合、第一に、いかなる制度を構築するか、第二に、何をその制度の柱とするか、第三に、いかなる「日本語」を「教える」のか、第四に、いかなる「専門家」を制度の中に配置するのか、といった問題が生じる。本稿は、第二の点につき、「多文化共生」理念は適切なものを含むものの、さらなる精査が必要であること、そのこととのかかわりで第三点および第四点につき若干の言及は行ったものの、提言として十分なものとなっているとはいいがたい。今後はこの四つの視点を念頭に置きつつ、さらに研究を進めたい¹¹¹⁾。

106) 石山文彦「人権と多文化主義」『ジュリスト』No.1224 (2003年5月1日・15日号) 45頁。

107) 石山註106前掲論文47頁。

108) 石山註106前掲論文48頁。

109) 同前。

110) 石山註106前掲論文50頁。

111) 本稿は、法政大学大学院棟703教室で2006年9月30日に行われた、「日本語フォーラム全国ネット」において筆者が報告した報告原稿に基づきつつ、当日の質疑と、その後の知見

参考文献・文書

- イ・ヨンスク『「国語」という思想 近代日本の言語思想』（岩波書店，1996年）
- 石山文彦「人権と多文化主義」『ジュリスト』No.1224（2003年5月1日・15日号）
- 大藤紀子「7 外国人の社会保障—塩見訴訟」高橋和之・長谷部恭男・石川健治編『憲法判例百選Ⅰ [第5版]』（有斐閣，2007年）所収
- 岡崎暁「多言語・多文化社会を切り開く日本語教育」日本語教員養成課程調査委員会『大学日本語教員養成課程において必要とされる新たな教育内容と方法に関する調査研究報告書』（2001年）所収
- 尾形健「143 障害福祉年金と児童扶養手当との併給禁止—堀木訴訟」高橋和之・長谷部恭男・石川健治編『憲法判例百選Ⅱ [第5版]』（有斐閣，2007年）所収
- 小熊英二『単一民族神話の起源 〈日本人〉の自画像の系譜』（新曜社，1995年）
- 長志珠絵『近代日本と国語ナショナリズム』（吉川弘文館，1998年）。
- 河原俊昭「外国人住民への言語サービスとは—外国人住民との共生社会をめざして」河原俊昭・野山広編著『外国人住民への言語サービス—地域社会・自治体は多言語社会をどう迎えるか』（明石書店，2007年）
- キムリッカ，W. 千葉眞・岡崎晴樹訳者代表『新版 現代政治理論』（日本経済評論社，2005年）
- 小泉良幸「人権と共同体」『ジュリスト』No.1224（2003年5月1日・15日号）
- 近藤敦「居住権と正規化」同『外国人の人権と市民権』（明石書店，2001年）
- 坂中英徳「日本の出入国管理政策」『日本の外国人政策の構想』日本加除出版株式会社，2001年）所収
- 佐藤潤一『日本国憲法における「国民」概念の限界と「市民」概念の可能性—「外国人法制」の憲法的統制に向けて』（専修大学出版局，2004年）
- 佐藤潤一「『愛国心』考—教育基本法『改正』の問題点を中心に—」『大阪産業大学論集 社会科学編』No.117（2007年2月）
- 申惠丰「『経済的，社会的及び文化的権利に関する委員会』の一般的意見」青山法学論集第38巻第1号，1996年）
- 申惠丰「『経済的，社会的及び文化的権利に関する委員会』の一般的意見（3）」『青山法学論集』第42巻第2号（2000年）
- 申惠丰「『経済的，社会的及び文化的権利に関する委員会』の一般的意見（4）」『青山法学論集』

をを加味して大幅に加筆したものである。同時に，本稿は，新矢麻紀子研究代表「ニューカマーに対する日本語教育保障法案の創出をめぐる言語教育学・公法学的研究」（萌芽研究：平成19年度—20年度）（分担研究）の研究成果の一部でもある。

第43巻第4号 (2002年)

鈴木敏和『言語権の構造』(成文堂, 2000年)

総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」2006年3月

辻村みよ子「フランス」初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集』(三省堂, 2006年)

手塚和彰『外国人と法 [第3版]』(有斐閣, 2005年)

中崎温子「多文化共生社会の日本語教育—『コミュニケーション』ということの考察を通して—」
『愛知大学 言語と文化』No. 13

日本弁護士連合会編著『子どもの権利ガイドブック』(明石書店, 2006年)

波多野里望『逐条解説児童の権利条約 [改訂版]』(有斐閣, 2005年)

初瀬龍平編著『エスニシティと多文化主義』(同文館出版株式会社, 1996年) 所収, 関根政美「国民国家と多文化主義」; 梶田孝道「『多文化主義』をめぐる論争点—概念の明確化のために」;
初瀬龍平「日本の国際化と多文化主義」

宮澤俊義『憲法Ⅱ 基本的人権 [新版]』(有斐閣, 1974年)

安田敏朗『帝国日本の言語編制』(世織書房, 1997年)

安田敏朗『〈国語〉と〈方言〉のあいだ 言語構築の政治学』(人文書院, 1999年)

ユディット・ヒダシ「EU統合化にみる新たな多言語政策—多文化共存とアイデンティティの相克—」『異文化コミュニケーション研究』(2004年) 第16号

Berry, J.W. “Acculturation and Adaptation in a New society” *International Migration* vol.40 (1992) 69-84.

Clayton, Gina *Immigration and Asylum Law* 2nd ed. (Oxford University Press, 2006)

Committee on Economic, Social and Cultural Rights *The right to education (Art.13): .08/12/99. E/C.12/1999/10.21st session* (15 November-3 December 1999).

Committee on Economic, Social and Cultural Rights *Plans of action for primary education (Art.14): .10/05/99.E/C.12/1999/4.20th session* (26 April-14 May 1999)

The Committee on the Rights of the Child *The Aims of Education: .17/04/2001.CRC/GC/2001/1.*(General Comments)

Office of the High Commissioner for Human Rights *The nature of State parties obligations (Art. 2, para.1): .14/12/90.CESCR General Comment 3. (General Comments) E/1991/23, Annex III.*

United Nations *International Migration Policies* (New York:United Nations, 1998) 207.